

## 広島県「減らそう犯罪」推進会議規約の一部改正(案)について

## 1 改正内容

- (1) 「広島県住宅地産業四団体協議会」の名称変更。  
 (2) 「国土交通省中国地方整備局広島国道事務所」における幹事会幹事の変更。

## 2 改正箇所

- (1) 第3条第1項による別紙1(第3条関係) ~ 推進会議委員関係  
 (2) 第5条第4項による別紙2(第5条関係) ~ 幹事会幹事関係

## 3 規約改正(案)新旧対比表

現 行			改 正 (案)		
第3条 推進会議は、次に掲げる者により構成する。 (1) 別紙1に掲げる団体又は機関等の代表者等 (2) 広島県議会議員(警察・商工労働委員会委員長) (3) 学識経験者 (4) 学生の代表			第3条 推進会議は、次に掲げる者により構成する。 (1) 別紙1に掲げる団体又は機関等の代表者等 (2) 広島県議会議員(警察・商工労働委員会委員長) (3) 学識経験者 (4) 学生の代表		
別紙1(第3条関係)			別紙1(第3条関係)		
区 分	団体・機関等	備考	区 分	団体・機関等	備考
県 民	(略)		県 民	(略)	
事業者	広島県住宅地産業四団体協議会		事業者	広島県住宅地産業四団体協議会	
防犯ボランティア	(略)		防犯ボランティア	(略)	
学校・P.T.A	(略)		学校・P.T.A	(略)	
行政	国	(略)	行政	国	(略)
	市 町	(略)		市 町	(略)
	広島県	(略)		広島県	(略)
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	

